

施設工事請負契約における 設計変更ガイドライン

令和6年7月

西日本高速道路株式会社

目 次

1.	発注者の責務	P 2
2.	策定の背景	P 5
3.	発注時における留意事項	P 8
4.	契約金額の約定方法（総価／総価単価／単価契約）	P 13
5.	用語の定義	P 15
6.	設計変更手続きフロー	P 17
7.	設計図書の照査及び工事内容の変更等の補助業務について	P 21
8.	設計図書の訂正又は変更の実施者	P 27
9.	設計変更の対象となるケース	P 28
10.	設計変更の対象とならないケース	P 32
11.	請負代金及び工期の変更	P 34
12.	指定・任意の正しい使い分け	P 40
13.	入札・契約時の設計図書等の疑義の解決	P 42
14.	設計・工事施工調整会議（三者会議）について	P 43
15.	受発注者間のコミュニケーションについて	P 46
16.	工事工程について	P 51
17.	工事請負契約書（抜粋）	P 54
18.	施設工事共通仕様書（抜粋）	P 56

【巻末資料①】設計図書の照査項目一覧表

1. 発注者の責務

(1) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（第3条・基本理念）

公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

8 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

(2) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（第7条・発注者等の責務）

発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況の確認及び評価その他の事務を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

七 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一

致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について
予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要がある
 と認められるときは、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴い必要となる請負代金の額
 又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとな
 ったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

(3) 発注者の認識

建設投資の急激な減少や競争の激化により、建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注などにより、建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じている。こうした問題を看過すれば、中長期的には、建設工事の担い手が不足することが懸念されている。

また、過度な競争環境におけるダンピング受注に加え、総合評価の技術提案に係る費用の高騰、工事周辺環境の厳しさの増加及び労務や資材の高騰等、現場に目を移しても、発注者、受注者ともに経験豊かな工事管理・現場社員の減少化、受注者において事業費管理に関して現場の権限の縮小化及び受発注者間のコミュニケーションの不足等に伴い、工事現場における工事管理体制に課題が生じ、工法変更の指示遅延、施工内容の認識不一致、受注者技術業務の負荷増、新単価の乖離等に伴い、受注者の適正な利潤の確保に支障が生じかねない状況になっている。

こうしたことから、品確法の基本理念では、「国民のため受発注者がそれぞれの役割を果たすこと、対等な立場における合意に基づいて信義に従って誠実にこれを履行すること」が明記されており、受発注者がともに協力をし、「国民のために社会資本を整備する」という共通の目的の実現に努力していくという認識を新たにすることが必要である。

更には、品確法の発注者責務では、「公共工事を施工する者が適正な利潤を確保することができるよう、設計図書に適切な施工条件を明示すること、予期することができない特別な状態が生じた場合その他において、適切に設計図書の変更を行うこと」が明記されており、現在及び将来の公共工事の品質確保のため発注者は受注者の適正な利潤確保に努める必要がある。

このことから、下記事項について認識を新たにし事業に取り組むものとする。

- 受発注者は共に協力して事業を進めていく立場にあり、工事の実施について共に責任を有すること。決して片方に責任があるものではないこと。
- 公共工事を施工する者が適正な利潤を確保することができるよう、発注者においても施工条件等を明示した仕様書等を作成し、適切に変更を行うこと。

- 工事について、受注者側からだけの必要性によって生じるものは基本的にほとんどなく、両者どちらから見ても必要性が認められるものを実施することを基本とし、その費用を計上すること。
- 受注者のみが自らその必要性を判断し、追加対策等を実施することなどは極力排除し、軽微なものなど、限定的とすること。

2. 策定の背景

(1) 施設請負工事の特徴

施設工事（建築工事、電気工事、通信工事その他これらに類する工事をいう。）は、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な自然条件・環境条件・関連工事・関連事業との調整の下で施工されるという特殊性を有している。

NEXCO西日本の施設工事請負契約では、総価契約方式を採用している。これは、競争入札を総価で行い、契約締結後、発注者は受注者に請負代金内訳書の提出を求めるものである。総価契約は、工事目的物の機能に対して契約しているため、当該機能が満足されていれば、形状や経路が異なっても問題はなく、原則設計変更不要である。

このため、設計変更は、受注者と協議の上、NEXCOの意思で実施判断した案件が対象となることから、工事の進捗と共に、当初発注時に予見できない事態が起ころうることを想定して、あらかじめ発注者が考える設計内容の前提条件を明示し、円滑な設計変更に備える必要がある。

(2) 設計図書の照査、工事内容の変更等の補助業務及び設計変更の現状

① 設計図書の照査、工事内容の変更等の補助業務の現状

建設工事の請負契約書には、約款と設計図書に従い、契約を履行しなければならないと明記されており、受注者は、設計図書に従って工事を施工する義務を負っている。しかしながら、現状の設計図書では、発注者から示された設計図書が十分な内容を持ったものとなっていなかったり、設計図書と工事現場が異なっていたり、設計図書に示された施工条件が実際と一致していなかったり、当初は予期することができなかった条件が発生したりと、様々な要因により、当初の設計図書のまま工事を続行することが困難な状況がしばしば発生する。

このような問題に対応するため、受注者に「設計図書の照査」が義務付けられているが、この「設計図書の照査」に際して、発注者と受注者の解釈の違いにより、照査範囲や費用負担の取扱いが工事ごとに異なるなど、受注者に過度の負担を強いているとの意見が多く寄せられている。

また、受注者が実施する「工事内容の変更等の補助業務」についても、発注者と受注者の解釈の違いにより、本来発注者が実施（費用負担）する内容まで、受注者側に過度の負担を強いている状況が見受けられる。

② 設計変更の現状

契約図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した内容を変更し、併せて金額変更が必要であるが、下記のように適切に変更が行われないケースが見られる。

- ✓ なされるべき条件明示がなされていないことから、本来設計変更の対象となる事象について変更されない。
- ✓ 必要な「協議」がなされずに現場の施工が行われ、設計変更が受け入れられない。
- ✓ 「任意仮設」において、発注者側での当初設定内容が現地条件と大きく乖離していたが、受注者からの設計の変更を求められても任意仮設を理由として変更しない。
- ✓ 受注者が行う設計図書の照査及び工事内容の変更等の補助業務に関して、受注者に過度の負担を強いている状況があるが、受発注者間の認識の相違により変更されない。

(3) 適切な設計変更の必要性

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第三条「基本理念」に「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない」と示されており、設計変更においても、より良い社会資本の整備のために、発注者・受注者それぞれの役割分担を適切に行ったうえで、設計変更内容について両者が合意し契約を締結することが不可欠である。

(4) 発注者・受注者の留意事項

発注者は、設計図書の作成にあたって、変更を適正・円滑に行うために、**施工条件の明示を徹底**しなければならない。

受注者は、工事を着手するにあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、**発注者と「協議」を進めることが重要**である。

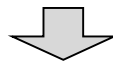
発注者及び受注者は、書面を用いた協議の結果、必要があると認められるときは、適切に設計図書・工事目的物の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額または工期の変更を行うものとする。

(5) ガイドライン策定の目的

建設工事の施工に関しては、各種の条件変更等に伴い当初設計の変更を余儀なくされるものであることから、適切な契約変更手続きを行うとともに、受発注者の業務（費用）負担を明確化し、適正な工事履行体制を確保する必要がある。

工事管理における受発注者間の信頼関係を取り戻し、より良い工事目的物の構築を押し進めるため、「設計図書の照査」、「工事内容の変更等の補助業務」、「設計変更が可能なケース」及び「設計変更の手続き」等について、発注者と受注者の双方が十分理解しておく必要がある。

なお、発注者と受注者は常に綿密な情報交換を行い、誠実な対応の基に現場の変化に応じた各種手続きを書面をもって速やかに実施することが重要である。



**「施設工事請負契約における
設計変更ガイドライン」の策定**

3. 発注時における留意事項

施設工事では、施工の進捗により当初予見できなかった自然・社会・環境条件の変更、地中障害物の発見、関連工事・関連事業との工程調整等、当初の条件を変更せざるを得ない場合が多く発生する。

しかし、施工条件の明示が十分でないと、設計変更が円滑に行われなかったこととなる。このため、当初発注時において適切に施工条件を設計図書に明示するため、次の点に留意する必要がある。

(1) 設計図書の精度向上

設計業務は、建設・管理を行う上で業務の根幹となるものであるため、物事の方針や考え方を具体的に整理し、安全性・施工性・保守性・経済性を総合的に勘案し、合理的な設計となるように努めなければならない。

そのため、発注者は設計と条件及び委託する業務内容を明確化した上で、設計に要する期間を適切に積み上げ、過去の実績等を参考にしつつ、実情に応じた履行期間を設定する。また、発注者は確実かつ綿密な設計方針を策定するとともに、受注者との合同現地踏査により現場状況を十分に把握した上で、意思疎通を適切に図り、設計不備や齟齬が発生しないよう十分な設計照査を行い、設計成果品及び設計図書の更なる品質向上に努めるものとする。

(2) 契約条件の明示

契約条件の明示については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第七条第1項第七号において、設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、施工条件と工事現場の状態が一致しない場合や予期することができない特別な状態が生じた場合など必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行い、請負金額または工期の変更を行うこととされている。

条件の明示が適切でない場合、本来契約変更の対象となるべき事項が、変更の対象とならないなど、受注者の利潤の確保ができず、受発注者間の契約変更のトラブルに繋がることもあるため、発注者の責務として適切に条件明示のうえ工事を発注することに留意するものとする。

1) 施工条件明示の例

施工条件は、契約条件となるものであることから、工事発注前の設計図書の作成等の際、各々の現場の施工条件を確認のうえ、適切に明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。なお、下表においては施工条件の明示の例を示したものである。

《明示事項の例》

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 2. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 2. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 3. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。

《明示事項の例》

明示項目	明示事項
仮設備関係 (代替仮設備)	1. 改築工事等において、設備の処理機能を維持する場合は、その代替仮設備の内容、期間等（仕様、図面、設置場所（範囲、図面添付）、切替運転条件、運転制御仮設備とその方法、使用期間、支給機材・電源等の有無、工事終了後の処置（撤去、継続利用等）、など）
建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。
工事支障物件等	1. 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。
交通規制関係	1. 車線減少等の規制を伴う場合は、その内容と期間。 2. 歩道通行帯を確保する場合は、路面状況等その内容と期間 3. 夜間規制を伴う場合は、その内容と期間 4. 現場特有の理由で交通規制の方法が限定される場合は、その内容と期間 5. 交通誘導警備員・保安要員等の配置が必要な場合は、対象工種、対象箇所、期間、対象要員等
機器製作関係	1. 製作する機器の外観、形状、寸法・容量、材質、必要な機能、数量等
地下埋設物調査 関係	1. 地下埋設物の調査を伴う場合は、その手法（人力掘削、機械掘削）と掘削範囲（延長×幅×深さ）。 ※地下埋設物の調査に要する費用は共通仮設費（積上計上）となる。
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。

2) 一時中止の留意点と確認事項の例

円滑かつ効率的な事業執行を図るため、適切な工事発注計画のもと、各種協議や工事用地の確保を行うことが必要だが、それらが未了な場合においても、全般的な施工確保の見込みをもとに、条件明示のうえ発注する場合がある。一方、受注者においては、設計図書に示された施工条件をもとに施工計画を策定し施工体制等が構築されることとなる。

これらを踏まえ条件明示は適切に行う必要があるが、発注者の認識や見通しがあまく、適切に条件明示されずに発注した場合、契約変更時のトラブルはもとより工事の一時中止が必要となり、増加費用の発生に繋がることもある。

下表は、過去事例をもとにし、一時中止を発生させないための留意点と確認事項を例示したので、設計図書作成時の参考にされたい。

《一時中止を発生させないための留意点》

項目	事例	留意点
法令手続き等	景観条例が改正されていたのに情報収集が十分ではなく、追加資料の作成、外装材の一部変更等の間、一時中止（約2カ月）が必要となり増加費用が発生した。	必要な各種申請内容とそれに要する期間を幅広く確認・把握するとともに、工事発注までに関係官公署等と十分な調整を行うことができる期間を見込む。

《一時中止を発生させないための確認事項》

項目	確認事項
関係機関協議	通信管路工事等で鉄道交差箇所の施工を委託先となる鉄道会社等へ委託する場合 <ul style="list-style-type: none"> 事前に委託先となる鉄道会社等と協議、確認を行い、鉄道会社等で特別に定める諸基準及び照査内容等の有無を確認。 委託先となる鉄道会社等における設計照査期間や施工期間等を確認のうえ、引渡し時期や着手可能時期等を設計図書に明示。
関連工事との調整	他工事と施工時期や施工ヤードの調整等が必要となる場合 <ul style="list-style-type: none"> 工事発注前に他工事の計画等を踏まえた施工時期を検討。 他工事と調整が必要な場合、調整が必要な部分において、施工ヤード等の部分使用時期、引渡し時期及び着手可能時期等を設計図書に明示。
地元協議	土地の借地が必要となる場合 <ul style="list-style-type: none"> 土地の借地が必要となる場合は、原則、工事発注前に借地協議を実施。 工事発注前より借地協議を実施しているものの、借地協議が完了していない場合は、借地協議状況等を考慮した着手可能時期を明示。 工事発注前に借地協議が困難な場合は、他の事例を参考に借地協議等を考慮した着手可能時期を明示。

(3) 工期の設定

施設工事の工期は、施工規模、施工の場所、能力等を勘案し、準備期間、機器製作期間、実作業期間、休止期間、工事目的物施工完了後の書類作成を含む後片付け期間について各々適切な期間を算出するとともに、当該工事に関する制約条件等を整理し、極力工期延期等が生じないように設定する必要がある。

4. 契約金額の約定方法（総価／総価単価／単価契約）

（1）総価単価契約

「総価単価契約」とは、入札に当たって総価及び当該総価の内訳としての工種（項目）毎の単価でもって契約の申込を行わせ、契約制限価格の範囲内で最低価格（総価）を提示した者を相手方として、総価のほかに協議合意した工種（項目）毎の単価でもって約定する方法のことをいう。

総価単価契約は、土木工事その他の当初契約時点においては予見できない数量変更が予想される契約や、部分払いを行う契約において採用する意義がある。

（2）総価契約

契約金額の約定方法としては最も一般的なもの。上記（1）の総価単価契約と比較して考えると当初契約時に数量変更等が想定されにくい場合に採用されるが、だからといって契約後に数量変更等を行ってはならないという趣旨ではない。

NEXCO西日本の施設工事請負契約では、総価契約方式を採用している。これは、競争入札を総価で行い、契約締結後、発注者は受注者に請負代金内訳書の提出を求めるものである。その請負代金内訳書は、発注者が受注者の考え方、予定等を了知するための参考資料であり、請負代金の変更は、発注者・受注者の協議で定めるものである。

（3）単価契約

契約制限価格の作成及び入札（見積り）の執行においては総価により競争するため、工種（項目）毎の単価について約定する単価契約であっても、予定数量を設定して発注者・入札参加者ともに「仮の総価」を積算することとなる。つまり、この場合の「予定数量」とは発注者が調達する財やサービスの数量を契約上で約定するものではなく、入札手続きにおいて発注者が積算単価を乗じることにより契約制限価格を作成し、同様に入札参加者も積算単価を乗じることにより契約申込み（入札）金額を作成することにより、落札者を決定するために設定しているもの。したがって、実際の調達数量が予定数量を下回ったとしても、原則として発注者にその差分を調達することや、単価の変更（引き上げ）協議に応じる義務は生じない。

《契約金額の約定、契約制限価格の作成及び入札（見積り）の方法》

契約金額の 約定方法等	約定方法の説明	契約制限価格の作成及び 入札（見積り）の方法
総価単価契約	総価だけではなく、項目及び単価についても約定する契約 ※契約内容のうち数量等が不確定で、当初契約の締結後に変更が生じる可能性のあるもの及び部分払いを行うものに適用する。	契約制限価格の作成及び入札（見積り）行為は総価で行う。 ↓ ※落札決定後に落札者との協議により単価を約定する。
総価契約	総価で契約金額を約定する契約 ※契約内容が固まっており、変更等が想定されにくい契約に適用する。	契約制限価格の作成及び入札（見積り）行為も総価で行う。
単価契約	項目毎の単価を約定する契約 ※必要が生じる都度、発注者からの注文により履行する。 ※予定数量は約定内容に含まれない（発注者は調達数量等について義務（債務）を負わない。）。	契約制限価格の作成及び入札（見積り）は、予定数量を作成し、この項目毎に単価を乗じて得た額の合計額で行う。

《契約種別毎の契約金額の約定方法の適用関係》

契約金額の約定方法	工事
総価単価契約	土木工事
総価契約	施設工事
単価契約	保全作業 (レッカー車待機や休憩施設の駐車場整理員等)

5. 用語の定義

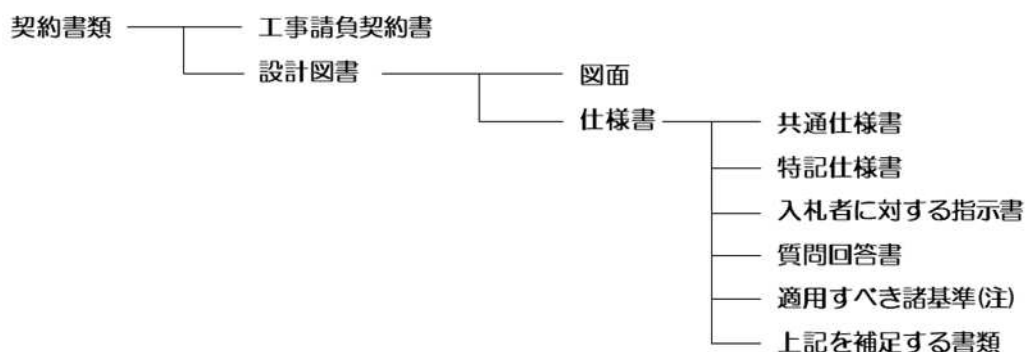
(1) 設計変更の定義

本ガイドラインにおける「設計変更」とは、受注者に対して行う工事の変更指示（契約書第18条及び19条の規定に基づく設計図書の訂正又は変更の指示）により、設計図書の変更を行うことをいう。

(2) 契約書類の体系

工事の請負契約において発注者と受注者を拘束する契約書類の体系は次のとおり。

（工事請負契約書第1条）



（注）共通仕様書又は特記仕様書にて定められているもの

(3) 契約書類の用語の定義 （施設工事共通仕様書 1.2.1）

契約書類・・・契約書第1条に規定する契約書及び設計図書をいう。

仕様書・・・・施設工事共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む）、入札者に対する指示書、質問回答書及びこれらを補足する書類をいう。

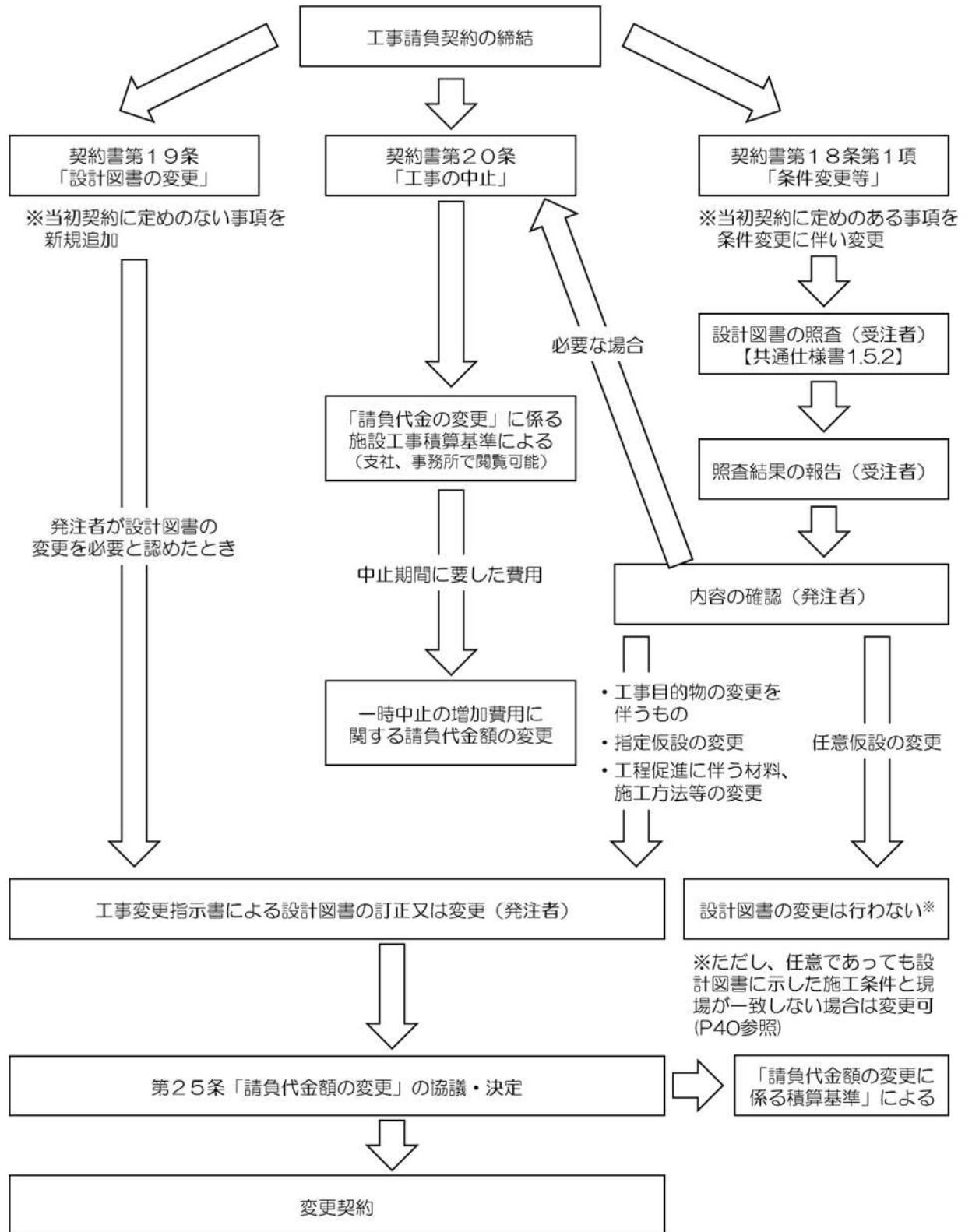
特記仕様書・・・共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または特別な事項を定める書類をいう。また、発注者がその都度提示した変更特記仕様書若しくは追加特記仕様書を含むものとする。

図面・・・・入札に際して発注者が交付した設計図及び発注者から変更または追加された設計図をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあっては、契約書類及び監督員の指示に従って作成されたと監督員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。

質問回答書・・・入札参加者が設計図書について疑義がある場合、契約担当部署に質問書を提出し、その回答を求めるものをいう。なお、提出された質問とその回答は「質問回答書」として設計図書の一部となり契約書類に含まれる。

6. 設計変更手続きフロー

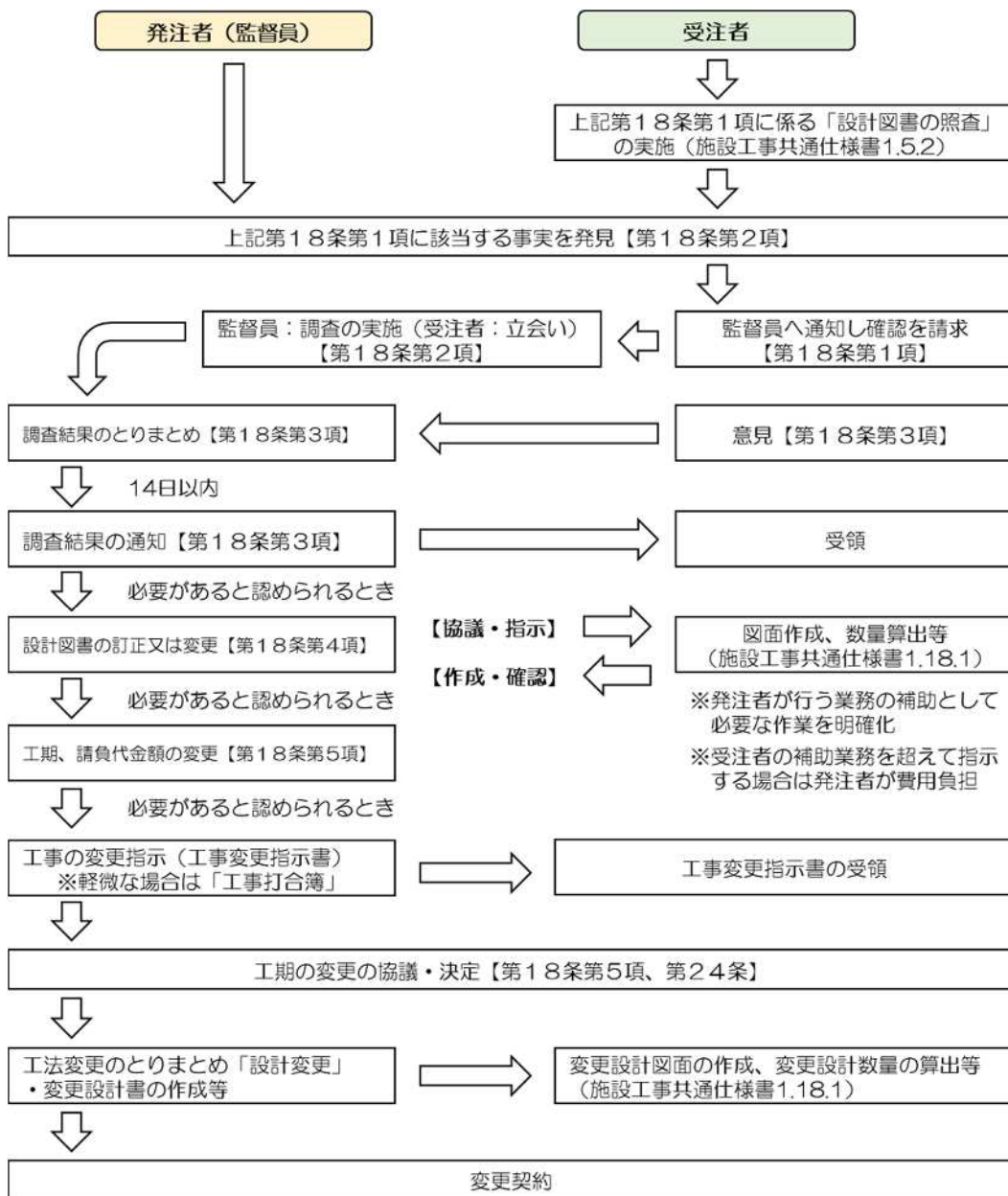
(1) 設計変更の手続き（全般）



(2) 契約書第18条（条件変更等）関係の手続き

【工事請負契約書第18条第1項】

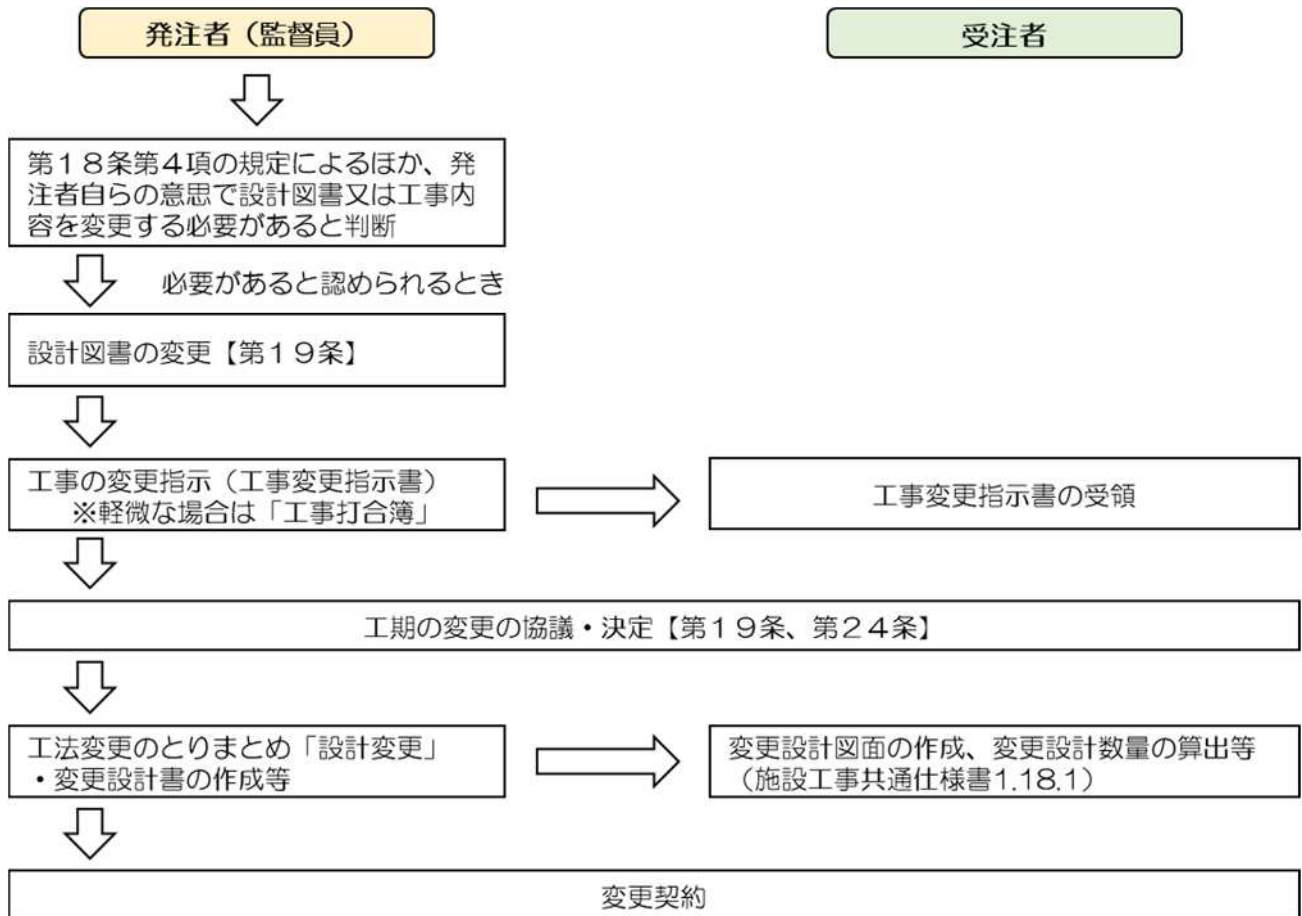
- 一 図面、仕様書が一致しないこと
- 二 設計図書に誤謬、脱謬があること
- 三 設計図書の表示が明確でないこと
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合



(3) 契約書第19条（設計図書の変更）関係の手続き

【契約書第19条】

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



(4) 適切な変更指示（書面主義の徹底）

1) 書面主義の基本

契約書第1条第5項に規定されている通り、工事の施工に伴い生ずる変更や追加については、必ず書面で行わなければならない。

工事の施工においては、現地条件や協議条件等の変更及び設計基準の改定等に伴い、当初契約内容の変更や追加が生ずる。この場合、発注者が「工事変更指示書（※軽微な場合は工事打合簿）」を発出し、工事の内容変更とともに、工期変更協議対象の有無を指示することとなっている（施設工事共通仕様書第1章第30節「工事の変更等」）。

しかし、工事変更指示書が適切に発出されずに工事の施工が行われ、変更に係る受発注者の認識のずれが、最終設計変更における費用計上の問題へと繋がっている。

このことから、工事変更内容について書面にて受発注者間で確認し、共通認識としなければならない。

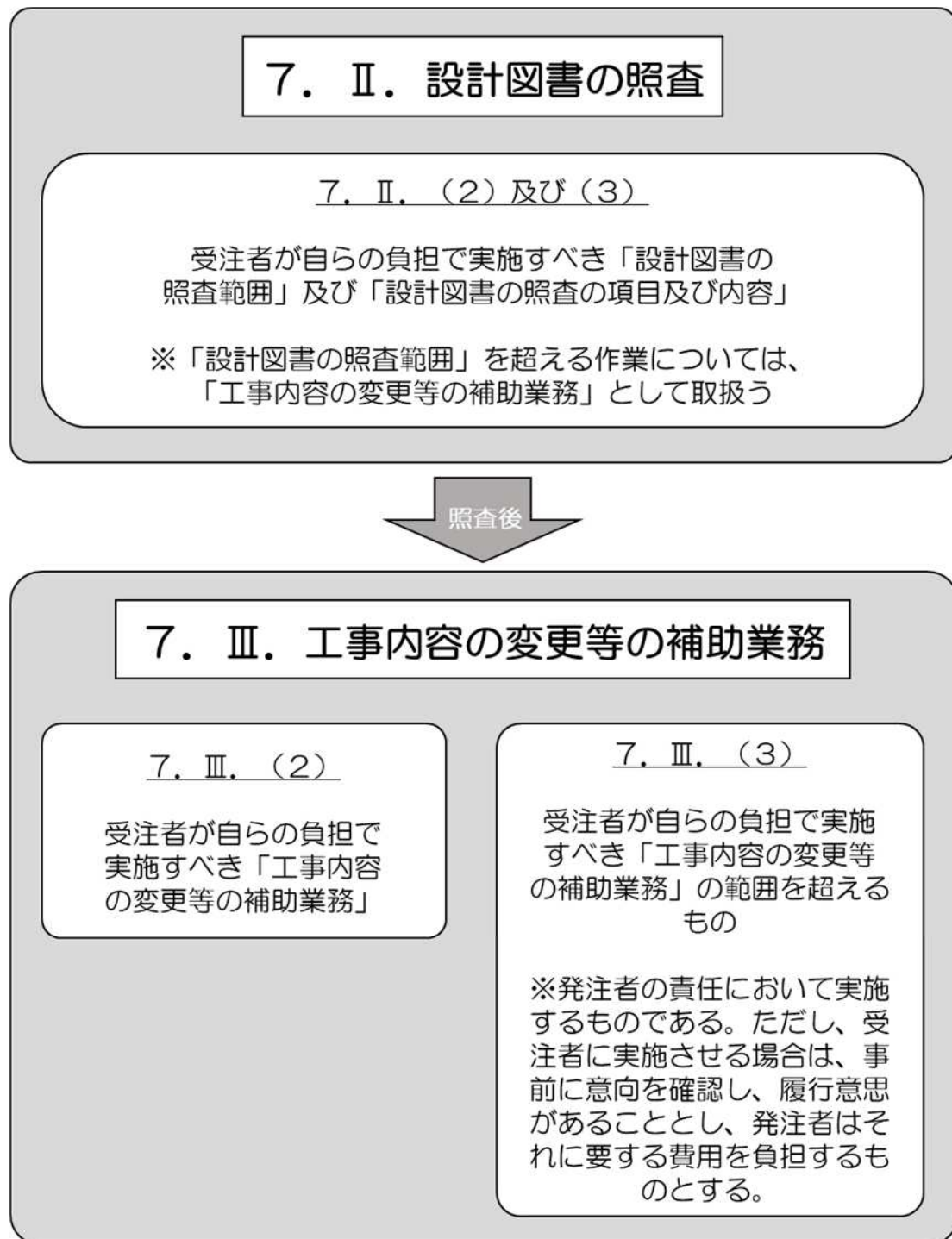
ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督員が受注者に対して口頭による指示を行った場合は、受注者はその指示に従うものとするが、監督員は速やかに書面により通知するものとする。

受注者は、監督員からの書面による通知がなされなかった場合において、その口頭指示から7日以内に書面で、監督員にその指示等の内容の確認を求めることができる。

7. 設計図書の照査及び工事内容の変更等の補助業務について

I. 設計図書の照査と工事内容の変更等の補助業務の位置付け

「設計図書の照査」及び「工事内容の変更等の補助業務」におけるそれぞれの位置付けは下図のとおりである。



II. 設計図書の照査

(1) 設計図書の照査に関する規定

工事請負契約書及び施設工事共通仕様書において、受注者には、自らの負担による「設計図書の照査」が義務付けられている。

【工事請負契約書第18条第1項（条件変更等）】

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

【施設工事共通仕様書 1.5.2（設計図書の照査）】

受注者は、施工前及び施工途中において、受注者の負担により設計図書の照査を行い、契約書第18条第1項第一号から第五号に該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとし、受注者は監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

(2) 設計図書の照査の範囲

- 施設工事共通仕様書 1.5.2 に規定する発注者へ変更確認を求めため、受注者が作成すべき資料の範囲
 - ① 現場地形図・・・現場測量により、用地境界、敷地境界、中心線、縦断、横断等を確認した敷地測量図や実測横断図等図面及び地形変更を示す現況写真等をいう。
 - ② 設計図との対比図・・・現地調査の結果、設備や機器の配置及び配管・配線ルートの変更等を当初設計図面へ反映したシステム構成図、平面図、配管・配線図等の概略図を示す。

- ③ 取合い図・・・・・・・・・・建築物や構造物の施工において、各工程や工種の変わり目、構造部材の接合部、構造部材と化粧材の接点など、「納まり」部分の変更概略図を示す。
- ④ 施工図等・・・・・・・・・・条件変更に伴い当初設計図面との施工段取り及び仮設工法等施工手順の変更が必要となることを説明する概略施工図を示す。

➤ 現地の事実確認ができない場合における、更なる追加資料の作成

- ✓ 監督員は、現地の事実が確認できない場合に限り、更なる追加資料を受注者に求めることができる。
- ✓ 「更なる追加資料」とは、施設工事共通仕様書の 1.5.2 の規定する「更に詳細な説明または書面の追加の要求」をいい、受注者の知り得る範囲で事実確認を補足説明するもの又は追加で作成する資料をいう。
- ✓ この場合、更なる追加資料には、新たに行う比較設計や構造計算が伴うものは含まれていない。ただし、軽微な比較検討等は、設計図書の照査に含まれる。
- ✓ 受注者が作成する更なる追加資料において、新たな比較設計や構造計算等の本ガイドライン「7. Ⅲ. (3) 受注者の負担で実施すべき補助業務の範囲を超えるもの」を監督員が指示した場合に発生する費用は、発注者の負担において実施するものとする。

(3) 設計図書の照査の項目及び内容

受注者が実施する設計図書の照査については、巻末「設計図書の照査項目一覧表」の該当する工種の照査の項目について実施するものとする。

また、照査項目一覧表の対象工種以外についても、本ガイドラインに準拠できるものであれば、発注者と受注者で協議のうえ、運用できるものとする。

(4) その他の着手前作業

施工途中において予期し得ない現地状況の変更等に伴い設計変更を行う場合に適切かつ円滑な契約手続きが実施されるよう、工事着手前に受発注者間において以下の事項を十分に確認・調整するものとする。(設計・工事施工調整会議(三者会議)を活用する)

- ・ 施工計画書・・・・・・・・現場体制、使用機械、施工手順等と契約条件の確認・調整
- ・ 工程・・・・・・・・・・施工場所、時期、順序、能力等と契約条件の確認・調整

Ⅲ. 工事内容の変更等の補助業務

(1) 補助業務に関する規定

【施設工事共通仕様書第1章第18節「技術業務」】

1.18.1 工事内容の変更等の補助業務

受注者は、契約書第18条及び第19条の規定に基づき発注者が行う業務の補助として必要な次の各号に掲げる作業を、監督員の指示に従い実施しなければならない。

1.18.4 費用負担

発注者は、前記 1.18.1、2、3のうち、ボーリングを必要とする地質調査、応力計算または比較検討等を必要とする高度な設計、電波障害調査等特別な費用を要するものについては、その費用を負担するものとし、その他の場合は諸経費に含まれるものとする。

(2) 受注者の負担で実施すべき補助業務

監督員からの指示に基づき、受注者の負担で実施すべき補助業務の作業の内容は以下のとおりである。

下記の内容以外の業務は、受注者の負担で実施すべき補助業務の範囲を超えるものとし、次項(3)の取扱いとなるため、業務実施段階に受発注者間で取扱いについて確認するものとする。

① 工事材料に関する調査試験

品質管理基準に含まれる試験で共通仮設費の技術管理費に含まれるものを示す。

② 測量等現地状況の調査

施設工事共通仕様書 1.5.2 に基づく現場地形図を作成するための測量調査等で共通仮設費の準備費に含まれるものを示す。

③ 設計、図面作成及び数量の算出

監督員より条件変更該当する調査結果の通知と設計図書の変更または訂正に係る通知を受けた場合の作業で共通仮設費の技術管理費に含まれるものを示す。なお、技術管理費に含まれる範囲は、現地取り合いに係る軽微な図面変更程度のものとする。

④ 観測業務

電波障害調査等における施工計画書の作成、観測、報告書の作成で共通仮設費の技術管理費に含まれるものを示す。

⑤ 施工方法の検討

条件変更に伴い施工方法の変更が生ずる場合に行う概略の工法比較資料の作成で、工法選定の基礎となる作業で共通仮設費の技術管理費に含まれるものを示す。

⑥ 変更設計図面の作成及び変更数量の算出

工事目的物の変更を反映した変更設計図面の作成及び変更数量の算出で共通仮設費の技術管理費に含まれるものを示す。

⑦ その他資料の作成及び上記に準ずる作業

その他共通仮設費に含まれるものを示す。

※「その他資料の作成」とは、上記①～⑥を補助する資料の作成をいう。

(3) 受注者の負担で実施すべき補助業務の範囲を超えるもの

受注者の負担で実施すべき補助業務の範囲を超えた作業の内容は以下のとおりで、発注者が費用を負担するものとする

【施設工事共通仕様書 1.18.4「費用負担」】

- ① ボーリングを必要とする地質調査
- ② 応力計算または比較検討等を必要とする高度な設計
- ③ 電波障害調査等特別な費用を要するもの

※ 受注者に実施させる場合は、事前に意向を確認し、履行意思があることとし、発注者はそれに要する費用を負担するものとする。なお、工期に影響する場合は、必要な工期を確保するものとする。

《受注者の負担で実施すべき補助業務の範囲を超えられらるる事例》

- ① 設計根拠まで遡る設計図書の見直し。
- ② 設計のための地質調査が必要な場合（品質管理のための調査は含まない）。
- ③ 改修工事において、既存部分が設計図書と異なることにより、新たに図面作成が必要となるもの。
- ④ 現地調査の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
- ⑤ 現地調査の結果、設計図書で明示している既存設備の機能や能力等が異なる場合の容量計算及び図面作成。
- ⑥ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。

- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図書と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑨ 施工の段階で判明した地盤の変更に伴い基礎図の再作成が必要となるもの。
- ⑩ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。ただし、受注者が提案し監督員が確認して採用した工法の比較検討は除く。
- ⑪ 構造物の応力計算の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ⑫ 現地調査の結果、設備や機器の仕様及び構成を大幅に変更する必要が生じ、機器仕様やシステム構成及び現地施工に関する設計図書の作成が必要となるもの。
- ⑬ 現地調査の結果、設備や機器の配置及び配管・配線ルート的大幅な変更を生じ、新たに設計図書の作成が必要となるもの。
- ⑭ 現地調査の結果、配線種別、使用芯線等の変更が生じ、新たな調査や設計図書の作成が必要となるもの。
- ⑮ 新たな工種追加により必要となる構造計算及び図面作成。
- ⑯ 「設計要領」等の変更適用に伴う修正設計。
- ⑰ 「設計要領」・「各種基準」等との対比設計。
- ⑱ 関係機関協議資料の図面作成。

8. 設計図書の訂正又は変更の実施者

設計図書の訂正又は変更は、契約書第18条第4項のとおり、発注者が行わなければならない。しかし、施設工事共通仕様書 1.18.1「工事内容の変更等の補助業務」に規定する設計図書の訂正又は変更に伴い、受注者の負担で実施すべき補助業務の場合にはその限りではない。

【工事請負契約書第18条第4項】

- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

また、契約書第18条の「受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。」による調査が必要な場合には受注者及び発注者は協力するものとする。

【工事請負契約書第18条第2項】

- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

なお、第1項第4号又は5号に該当し、設計図書を変更する場合、工事目的物の変更を伴わないものについては、発注者と受注者とが協議のうえ、発注者が行うものとする。

【工事請負契約書第18条第1項】

- 一 図面、仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

9. 設計変更の対象となるケース

① 図面と仕様書が一致しない場合（契約書第18条第1項一）

- 設計図書（図面と仕様書）の相互間に相違がある場合は、質問回答書、特記仕様書、図面、共通仕様書の順に優先すること。（施設工事共通仕様書 1.4.2）

【事例】

- 1) 仕様書と図面で材料の名称、寸法、規格等の記載が一致しない。（これらの優先順位が定められている場合を除く）

② 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（契約書第18条第1項二）

- 設計図書の誤り、設計図書に表示すべきことについて表示されていない場合

【事例】

- 1) 条件明示する必要があるにも係わらず、施工に関する一切の条件明示がない。
- 2) 設計図書に示されている施工方法では、条件明示されている施工条件に対応できない。
- 3) 設計図書に記載されている機器の規格や材料の規格が間違っている。
- 4) 設計図書に機器の規格や使用材料の規格が記載されていない。
- 5) 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合。
- 6) 図面、仕様書に設計条件又は施工方法に係る必要事項が記載されていない。
- 7) 条件明示する必要があるにも係わらず、交通整理員についての条件明示がない。
- 8) 図面に設計寸法の明示がない。

③ 設計図書の表示が明確でない場合（契約書第18条第1項三）

- 設計図書の表示が抽象的な表示で、実際の工事の施工に当って判断し得ない場合

【事例】

- 1) 図面の記載内容が読み取れない場合。
- 2) 使用する材料の規格（種類、強度等）が不明確な場合。
- 3) 「仮設工事」一式と記載があるが、具体的な方法、規模、数量の記載がない。
- 4) 用地買収が未了との記載はあるが、着工見込み時期の記載がない。

④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

(契約書第18条第1項四)

- 自然的条件とは、一般的には地質、湧水等の状態、地下水の水位などがあり、人為的条件には、地下埋設物、地下工作物、土取場、自工区外盛土場、工事用道路の指定等がある。

【事例】

- 1) 設計図書に明示された道路構造と現場の道路構造が一致しない。
- 2) 設計図書に明示された地盤高が工事現場（の地盤高）と一致しない。
- 3) 設計図書に明示された地下埋設物の位置が工事現場と一致しない。
- 4) 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合
- 5) 施工中に設計図書に示されていない石綿含有建材を発見し、調査および撤去が必要となった場合
- 6) 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合
- 7) 設計図書に明示された機器仕様では、現場条件を満足できない。
- 8) 設計図書に明示された機器等を設置する位置が工事現場と大きく異なる事実が判明した場合。
- 9) 設計図書に明示された機器等を設置する寸法等が工事現場と大きく異なる事実が判明した場合。
- 10) 関連工事や第三者機関等による制約が課せられた場合。
- 11) 設計図書の訂正・変更で現場条件と一致しない場合。

⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（契約書第18条第1項五）

- 前記④に示した自然的条件について設計図書に明示しておらず、しかも周辺の状況からして特に予想し得なかったもので、例えば一部に軟弱地盤が判明したり、転石が発生した場合である。
- 同様に、人為的条件としては、予想し得なかった騒音規制、交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見、第三者による妨害等がある。

【事例】

- 1) (施工中に) 埋蔵文化財が発見され、調整が必要となった。
- 2) 工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった。
- 3) 転石の発生により小割り等が必要となった場合。
- 4) 地元協議に伴い振動・騒音対策として施工方法や施工時間等の変更が必要となった場合。

⑥ 発注者が変更の必要があると認め、設計図書の内容を変更する場合

(契約書第19条)

- 原契約を根本から変えるような変更は別として、発注者が設計図書の変更を任意に行えることとしている。

【事例】

- 1) 地元調整、関係機関協議の結果、施工範囲、施工内容、施工日・時間の変更を行う場合。
- 2) 新たに（同時に）施工する必要がある工種が判明し、その工種を追加する場合。
- 3) 警察・河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等との協議により施工内容の変更、工事の追加を指示する場合。
- 4) 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する場合。
- 5) 使用材料を変更する場合。
- 6) 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する場合。
- 7) 隣接工事との調整で、交通整理員の人数を変更する場合。
- 8) 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設（共通仮設費の率計上分以外）を必要と判断し追加する場合。
- 9) 設計要領又は設計基準等の改定に伴い使用材料等の変更が必要となった場合。
- 10) 工事一時中止又は関係機関協議に伴い工程促進が必要となり、施工方法や使用材料等の変更が必要となった場合。
- 11) 設置された機器の修理保全のための予備品を追加する場合。

⑦ 受注者が自らの負担で実施すべき「設計図書の照査範囲」を超える場合

- 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
- 施設工事共通仕様書 1.5.2「設計図書の照査」では応力計算を伴う照査まで求めるものではない。

※本ガイドライン「7. 設計図書の照査及び工事内容の変更等の補助業務について」参照。

⑧ 工事の全部又は一部の施工について監督員が一時中止を指示した場合

(契約書第20条)

- 受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、監督員は「契約書第20条」の規定により工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。
- 監督員は、工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、受注者から中止期間中の増加費用の負担について発注者に協議があり、かつ必要があると認められるときは、増加費用の負担を行う。

⑨ 賃金又は物価の変動により請負代金が不相当となった場合 (契約書第26条)

- 発注者又は受注者は、工期内で請負締結の日から12カ月を経過した後に賃金水準又は物価水準の変動により請負金額が不適用と認めた場合、相手方に対して請負金額の変更を請求できる。

⑩ 第三者等への災害防止のため受注者判断で緊急やむを得ずその対応をした場合

(契約書第27条)

- 受注者は、災害防止のため「臨機の措置」をとった場合、その対応内容を発注者に直ちに通知する。
- 発注者は、受注者が要した費用のうち、必要と認めた部分について負担を行う。

⑪ 労務及び資材等の価格の著しい変動による影響で資材等の納期の遅れや工事費の変更などの必要が生じた場合

- 受注者は、資材等の納期の遅れが発生し、工事を実施できない場合は、発注者に報告するものとし、発注者は、受注者の責に帰さない場合において、工事一時中止ガイドラインに基づく手続きにより、工事費及び工事期間の変更を行うものとする。
- 労務及び資材等の価格の著しい変動による工事費の変更は、契約書第26条（スライド条項）に基づき行う。

10. 設計変更の対象とならないケース

正規の手続きに従えば、設計図書の変更が必要となる場合がありうることを鑑みれば、発注者・受注者ともに、契約図書に則った手続きを速やかに行うことで問題が発生しないようにすることが必要であり、正規の手続きを確実に実施する義務がある。

しかし、以下のように契約書及び仕様書に定めた手続きによらず、受注者が設計図書と異なる施工を行った場合には設計変更の対象とはならないので注意が必要である。

なお、契約書第27条「臨機の措置」で対応するような災害時等の緊急性を要する場合はこの限りではない。

① 契約書類に条件明示のない事項において、発注者からの「協議」又は「指示」等の通知がなく、受注者が独自に判断して施工を実施した場合。

- 受注者は、契約書第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により発注者（監督員）に提出し、確認を求める。

② 発注者との協議が整う前に施工を実施した場合

- 契約書第18条第3項の規定により、発注者は調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知することになっており、速やかな通知は発注者の責務である。しかしながら、協議内容によっては各種検討・関係機関との調整等により、やむを得ず受注者の意見を聴いた上で通知を延期する場合もある。その為、受注者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

③ 工事請負契約書・施設工事共通仕様書に定められた所定の手続きを経ていない場合（契約書18条～25条、施設工事共通仕様書第1章第30節、第32節）

- 発注者及び受注者は、協議・指示、工事の変更、一時中止、請負代金額の変更など所定の手続きを行う。

④ 書面によらない場合（口頭のみ指示等）

- 口頭指示のみであったために設計変更ができない事態が生じる責任は監督員にある場合が多い。監督員は真にやむを得ない場合を除き口頭の指示は行わない。口頭指示を行った場合には、速やかに（7日以内に）文書により口頭による指示等の内容を受注者に通知し、信頼関係の喪失と紛争の防止に努めなくてはならない。

⑤ 受注者の都合により材料確認願または施工確認願が提出された場合**(施設工事共通仕様書第1章第64節「VE提案に関する事項」は除く)**

- 受注者の都合により材料確認願または施工確認願が提出された場合、設計図書（設計図面・仕様書）に示す工事目的物の形状寸法や材料規格が同等以上と判断されるものについて、しかるべき理由があり、特段支障が無い時は、工事打合簿により工事目的物の変更を行うケースがある。
この場合、設計変更による金額の変更は行わないが、受注者はしゅん功図等の図面に反映する必要がある。

【事例】

- 1) 受注者の都合により、品質管理や工程短縮のためにコンクリート基礎からスパイラル基礎に変更した場合。
- 2) 建築物の基礎施工に伴い、型枠施工形状を簡素化するために基礎形状を変更した場合。

⑥ 当初の契約条件が変わらない場合

- 総価契約は工事目的物の機能に対して契約しているため、当該機能が満足されていれば、形状や経路が異なっても問題はなく、原則変更不要である。（この点が総価単価契約と異なる点である）設計変更の対象とするかどうかは、都度の工事変更指示書（※軽微な場合は工事打合簿）により明確にする必要がある。

【事例】

- 1) 契約条件の変更を伴わない掘削土量や配管配線延長などの数量変更の場合。
- 2) 工事施工にあたり、養生範囲を追加した場合。（工事目的物の規模拡大や追加、又は地元対策等で発注者が追加指示した場合を除く）

1 1. 請負代金及び工期の変更

I. 請負代金額の変更

【契約書第25条】

請負代金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(1) 設計変更における請負対象額

請負代金額の変更に伴う請負対象額とは、工事請負契約書第25条第1項の規定に基づき監督員と受注者が協議して定める額とし取扱いは下記のとおりとする。

- 1) 既設計書における数量の増減については単価の変更は行わない。
- 2) 新たな内訳書を作成する単価の採用時期は、原則として工事の変更を指示した時期とする。
- 3) 設計変更における対象額は変更対象となる工種のみ直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる間接工事費と一般管理費を加えた額に「当初請負代金額から消費税及び地方消費税相当額を減じた額／当初契約制限価格内訳書記載の工事価格」の比率を乗じ、さらに消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額とする。

II. 工事の一時中止に伴う増加費用

(1) 工事の一時中止に伴う増加費用の協議の手続き

受注者は、工事の一時中止に伴い増加費用が生じた場合は、請求額を記した増加費用の協議書を監督員に提出するものとする。

受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。

増加費用の額について、監督員からの協議書により受注者は同意書（工事一時中止ガイドライン 様式による）を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。



《増加費用の協議の流れ》

(2) 工事の一時中止に伴う増加費用の算定方法

工事一時中止に伴う増加費用の適用及び増加費用等の算定は、別に定める「工事一時中止ガイドライン」によるものとする。

Ⅲ. 賃金または物価の変動に基づく請負代金の変更

(1) 各スライドの概要

スライド額とは、当該工事場所における建設労働者の賃金水準、建設資材の価格、建設機械等の維持修理費、管理費、賃貸料及び運送料等に関する価格水準の変動額をいう。

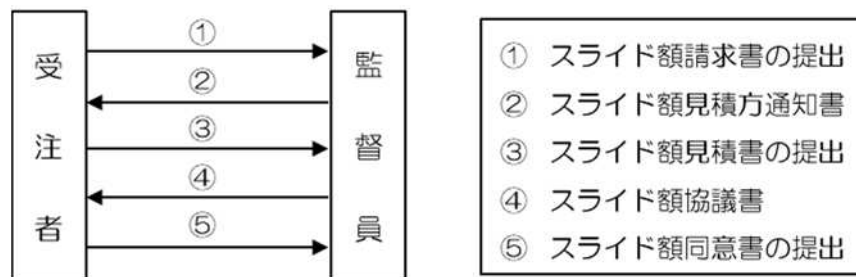
項目	全体スライド (契約書第26条第1項から第4項)	単品スライド (契約書第26条第5項)	インフレスライド (契約書第26条第6項)
適用対象工事	工期が12か月を超える工事 但し、残工期が2か月以上ある工事	全ての工事	全ての工事 但し、残工期が2か月以上ある工事
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の主要な資材価格の急激な変動に対する措置	急激な価格水準の変動に対する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12か月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く全ての資材（鋼材類、燃料油及びアスファルト類等）
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド請求後、12か月経過後に適用可能)	なし

(2) スライド額協議の手続き

スライド額の協議は、受注者からの請求または発注者及び受注者双方からの請求の場合においては、監督員がスライド額見積方通知書により、受注者に対して見積書を提出するよう通知するものとし、受注者はその通知に従いスライド額見積書を提出し、協議するものとする。

スライド額については、監督員からの協議書により受注者は同意書を提出するものとする。なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合は、監督員が定め、受注者に通知するものとする。

スライド額の協議は、最終の設計変更のときに行うものとし、単価表の項目「スライド額一式」として取り扱うものとする。



《スライド額の協議の流れ》

(3) スライド額の算出方法

受注者と協議するための発注者設計スライド額は、次の式によるものとし、数量が確定したとき（最終設計変更のとき）に行うものとする。

$$S = \sum S_n$$

- 1) 受注者より請求の場合 $S = (P - Q) - (Q \times 0.015)$
但し $S \leq 0$ のとき $S = 0$
- 2) 発注者より請求の場合 $S = (P - Q) + (Q \times 0.015)$
但し $S \geq 0$ のとき $S = 0$

ここで、

S : スライド額の総額

S_n : 第 n 回目のスライド額

P_n : $P = \sum (N \times U)$ 、 $P = \sum (N \times U)$ 、…… $P = \sum (N \times U)$

Q_n : 第 $n-1$ 回目のスライドが、

① 受注者より請求されていた場合 $Q_n = P_{n-1} - Q_{n-1} \times 0.015$

② 発注者より請求されていた場合 $Q_n = P_{n-1} - Q_{n-1} \times 0.015$

$Q_0 = 0$

$S_{n-1} = 0$ の場合

$n-1 = n-2$ とし、 $S=0$ 、 $S=0$ 、…の場合についても同様とする。

N_n : 第 n 回目のスライド基準日以降の残工事数量

U_n : 第 n 回目のスライド基準日における賃金又は物価を基礎として算出した修正単価

U_0 : 契約単価

《修正単価》

① 修正単価 (U_n) は、次式により算出する。

$$U_n = U_0 \times (r_n / r_0) \text{ (円未満切り捨て)}$$

U_0 : 契約単価

r_0 : 当初の発注者の積算単価

r_n : 第 n 回目の基準日における賃金又は物価（機械器具損料含む。）を基礎として修正した発注者積算単価（当初の労務費、材料費及び機械器具損料を修正して算出する。）

② 修正単価を算出する場合の積算基準は、当初積算時の「施設工事積算基準」によるものとする。

③ 基準日の労務賃金、材料価格及び機械器具損料は、基準日時点で使用している「施設工事積算基準」によるものとする。

④ 「施設工事積算基準」で労務費、材料費及び機械器具損料に区分していないものについての基準日における修正単価の算出内訳単価は、基準日時点で使用している「施設工事積算基準」に記載されているものを採用するものとする。

IV. 災害等に起因する工事の負担

災害等に起因する工事の負担とは、契約書第27条に規定する「臨機の設置」に要した費用、契約書第30条並びに施設工事共通仕様書第1章第33節に規定する「不可抗力による損害」及び災害の復旧工事に要する費用をいい、受発注者間で協議し定めるものとする。

V. 工期の変更

(1) 工期の変更手続き

1) 工期変更の要件

工期の変更は下記事由に該当する場合、契約書第24条の規定に基づき発注者と受注者で協議して工期の変更を行うこととする。

- ① 貸与品の変更等により工期の変更の必要があると認められるとき。(契約書第15条)
- ② 設計図書不適合部分の改造が発注者の帰責事由による場合で、工期の変更の必要があると認められるとき。(契約書第17条)
- ③ 条件変更による設計図書の訂正又は変更により、工期の変更の必要があると認められるとき。(契約書第18条)
- ④ 発注者の理由による設計図書の変更により、工期の変更の必要があると認められるとき。(契約書第19条)
- ⑤ 工事の施工を一時中止した場合において、工期の変更の必要があると認められるとき。(契約書第20条)
- ⑥ 天候不良、関連工事の調整への協力その他受注者の責に帰すことができない事由により、発注者に工期の延長請求があった場合。(契約書第22条)
- ⑦ 発注者の特別な理由により工期を短縮する必要があるとき、又は必要とされる工期の延長を行わないとき。(契約書第23条)

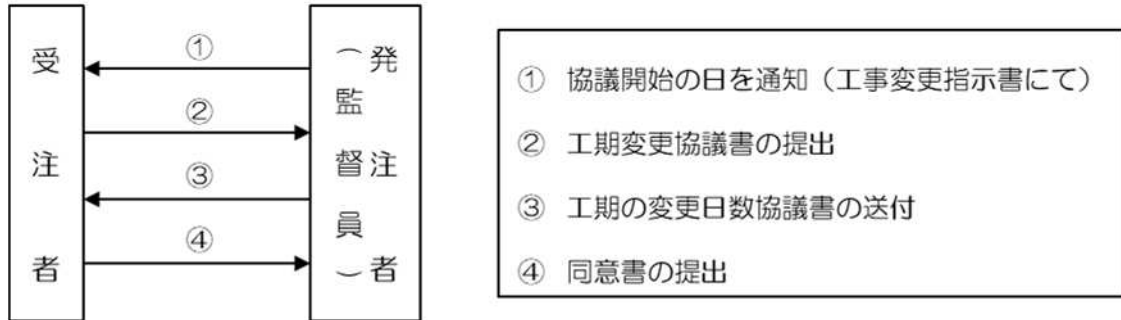
2) 事前協議

監督員が、工事の変更を指示した時は、施設工事共通仕様書 1.39.1 に基づき、原則として、工事変更指示書に当該変更指示が工期変更協議の対象であるか否かを、また、工期変更協議の対象である場合は、合わせて協議開始の日を通知するものとする。

なお、工事変更指示書の通知に対して受注者から異議申立てがなければ、工期変更協議の有無が確認されたことになる。

3) 工期変更協議

監督員は、受注者から提出される工期変更協議書及び工期の変更日数協議書により協議するものとする。受注者は、監督員からの工期変更協議書により受注者は同意書を提出するものとする。なお、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め受注者に通知する。



《工期変更協議の流れ》

12. 指定・任意の正しい使い分け

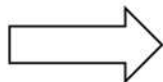
仮設・施工方法の指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

【工事請負契約書第1条第3項】

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

- 任意の仮設・施工方法等については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- 任意の仮設・施工方法等については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象とならない
- ただし、条件明示の有無に係らず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合は、設計変更の対象となる。

仮設、施工方法等には、「指定」と「任意」があり、工事発注においては、「指定」と「任意」の部分を確認する必要がある。



「任意」については、受注者が自らの責任で行うものであり、仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。

※原則、設計変更の対象としない。



発注者（監督員）は、「任意」の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要

※任意における下記のような対応は不適切

- ✓ ○○工法で積算しているのに、「○○工法以外での施工は不可」との対応
- ✓ 標準歩係りでは、バックホウでの施工となっているのに、「クラムシェルでの施工は不可」との対応
- ✓ 新技術の活用について、受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応



ただし、「任意」であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は、変更できる。

《参考：指定と任意の考え方》

区分	指定	任意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には指定しない
施工方法	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書の提出等は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	≪指定仮設とすべき事項の例≫ <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設構造物を一般交通に供する場合 ・ 関係機関との協議により制約条件のある場合 ・ 特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・ 他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設 ・ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 など 	

13. 入札・契約時の設計図書等の疑義の解決

設計図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、設計図書の照査段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更に繋がることになる。

【入札前】

- 工事の入札にあたっては、図面、仕様書、入札者に対する指示書、工事請負契約書(案)等をよく確認の上、入札書を提出するものとする。
- 入札参加者は、仕様書、図面、契約書(案)、現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において設計図書等について疑義があるときは、担当部署へ質問書を提出し、その回答を求めることができる。
- 質問に対する回答は、受注者にとって入札条件の確認機会であり、発注者にとっても設計図書の適正化を図る機会であるので不明確な条件明示や設計書と図面の齟齬等は、適正に訂正しなければならない。
- 入札手続きにおいて、設計図書に対する質問が出された場合は、発注者は適切に対応しなければならない。提出された質問とその回答は「質問回答書」として、設計図書の一部となり、契約締結後に受発注者を拘束する契約書類となる。
- 質問が多く出されることは、入札参加者が入札金額を算定するに際し、履行条件の明示が不足している等設計図書に不備があることを示すものとして認識しなければならない。

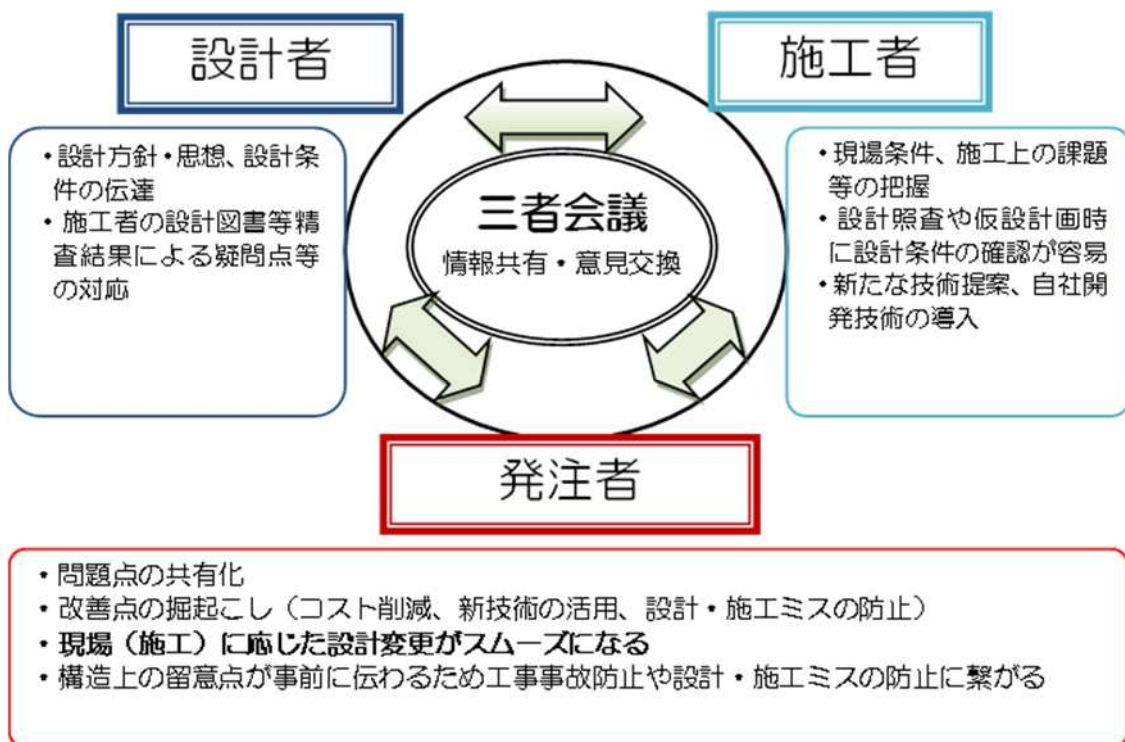
【契約後】

- 受注者は、施工前及び施工途中において、受注者の負担により契約書第18条第1項一から五に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

(施設工事共通仕様書 1.5.2「設計図書の照査」)

14. 設計・工事施工調整会議（三者会議）について

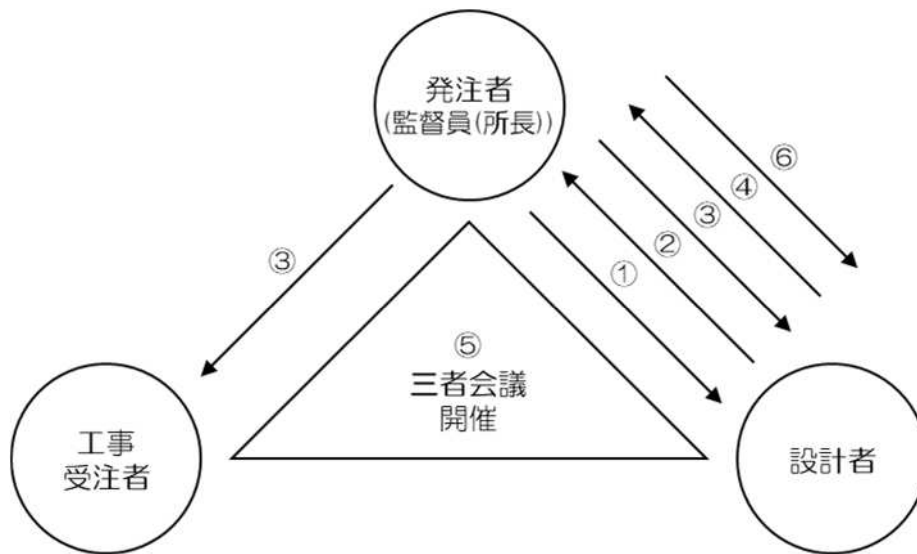
工事施工の円滑化と品質の確保を図るためには、施工者が設計図書と現場の整合性や設計意図を十分に把握した上で施工することが重要である。工事着手前や施工途中において施工者が照査の結果判明した設計図書と現場との相違や予期し得ない現場条件との変更等について、施工者及びその設計等を担当した設計者、発注者の三者により、設計方針・意図の確認や設計図書と現場の整合性の確認を行うものである。



（1）三者会議の対象工事

三者会議の対象工事は、すべての工事とし受発注者双方からの発議により開催することができる。

(2) 三者会議の手続きフロー



- ① 三者会議参加への協力依頼（所長 → 設計者）
- ② 三者会議の同意書（設計者 → 所長）
- ③ 三者会議開催通知（発注者 → 設計者及び工事受注者） ※注-1
- ④ 三者会議開催費同意書（設計者 → 所長）
- ⑤ 三者会議の開催
- ⑥ 支払金額の支払い（発注者 → 設計者）

注-1：開催通知の送付に当っては、回答書の作成期間が必要なため、設計者と事前に日程調整を行う。

(3) 三者会議の内容

- ① 発注者から事業目的及び協議調整事項や現地条件等の工事全般に関する注意事項等の伝達を行う。
- ② 設計者から設計業務の成果品より設計方針・条件等の伝達を行う。
- ③ 施工者から事前に提出した設計図書の照査を踏まえた現場条件又は施工上の課題、設計照査結果や仮設計画に関する疑義を生じた点について説明を行い、三者で確認を行う。
- ④ 三者会議の開催に伴い、原設計の契約不適合が明らかになった場合は、原設計の請負契約条項により対処するものとする。
- ⑤ 予期し得ぬ現地状況等の変更に伴い、原設計を再考する必要等新たな対応を要することが生じた場合は、別途発注者、施工者、設計者の三者で協議して対処する。ただし、新たな費用が発生する原設計の変更の実施判断は、発注者が行うものとする。

- ⑥ 会議の内容は、施工者が議事録を作成し、発注者、設計者へ提出するものとする。議事録により記述された施行上の責任分担について明確化し、三者でその内容を確認しておくものとする。

15. 受発注者間のコミュニケーションについて

I. ワンデーレスポンス

ワンデーレスポンス(one-day-response)は、監督員が個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的、システム的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。

ワンデーレスポンスとは、受発注者間における質問、協議への回答について、基本的に「その日のうち」に回答することにより、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を行い、現場の手待ち時間等を解消するための取り組みである。

(1) 意義と目的

1) 問題解決の迅速化

工事現場において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事等の品質が確保されないケースが発生していると指摘されている。そのため、発注者は「ワンデーレスポンス」の実施により問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

2) 適切な工程管理

公共事業の発注者、受注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で国民に提供すること」といえる。個々の工事現場において、受注者、発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰でも取り組むことができる共通目標のひとつに、「所定の工期内に工事を完成させる」ことがあげられる。

安全と品質を確保したうえで、発注者と受注者間が意志疎通を図り適切に工程管理をおこなうことにより、工期内に工事を完成させ、早期に供用開始をおこなうことでメリットが発生する。

(2) 実施における留意点

- ワンデーレスポンスの実施には、「所定の工期限内に工事を完成させる」ことを共通目標とし発注者と受注者の双方で取り組む必要がある。
 - ① 受注者
 - ・ 施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工するものとする。
 - ・ 受注者は、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合には、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督員に報告するものとする。
 - ② 発注者
 - ・ 工事の進捗状況を常に把握し、現場の問題点を事前に把握する。
- ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し効率的な監督業務をおこなうための取組であり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。

- ① 受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうちに」する。
- ② 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答期限」を予告するなど、次の段取りができるような回答をその日のうちにする。
- ③ 予告した「回答期限」を超過することが明らかになった場合、発注者は速やかに受注者と新たな「回答期限」を確認し受注者に連絡する。

Ⅱ. ウィークリースタンス

(1) ウィークリースタンスの目的

就業環境の改善を目的に、受発注者ともにさまざまな取り組みを実施している中で、働き方改革関連法が平成31年4月1日より順次施行され、時間外労働の上限規制が導入されるなど、ワーク・ライフ・バランスのより一層の実現に向けた更なる取組みが必要となっている。

これにより、受発注者双方の1週間の仕事の進め方、就業環境改善の取組み（ウィークリースタンス）を共有し、計画的に業務を履行することで、より一層業務を円滑に進めることができ、非効率的な業務環境が改善され、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指すものである。

(2) 実施における留意事項

- ・ ウィークリースタンスを実施する工事は、原則すべての工事とする。
- ・ 実施にあたっては、ウィークリースタンスの主旨を鑑み、受発注者双方が共通目標として取組む必要があることから、工事着手時の初回打合せ時に、以下の事項について、確認・調整の上、詳細な内容を設定するものとする。なお、確認した内容は、別添1に示す「ウィークリースタンス確認表」に必須事項を記載し、工事打合簿により確認するものとする。
 - ① 毎日、昼休み、17時以降は、会議しない・電話しない
 - ② 仕事の依頼は、依頼内容に見合った作業期間を必ず確保する
 - ③ 休日明け日（月曜日など）を、依頼した仕事の期限日としない
 - ④ 勤務時間外に仕事を依頼しない
 - ⑤ 休日前（金曜日など）は、新たな仕事を依頼しない
- ・ 災害時等のやむを得ない緊急事態対応については、受発注者双方で協議し決定すること。

(3) 実施状況の確認

- ウィークリースタンスの実施状況について、打合せの場を用いるなどして受発注者間で
取組み結果（効果・改善等）のフォローアップを行うものとする。
- フォローアップの結果、発注者または受注者が当初確認した内容が適切に実施されてい
ない等、改善が必要と判断した場合、書面により改善が必要な事項について、協議及び
確認を行うものとする。
- なお、書面により改善の必要性について確認し、協議を実施したにも関わらず、改善さ
れない場合は、契約書12条第1項に基づき発注者は受注者に、同第4項に基づき受注
者は発注者に、業務の実施若しくは職務の執行について、不適切である旨を明示した書
面により、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

ウィークリースタンス確認表（記載例）

(1) 打合せ参加者等

工 事 名	〇〇道路 〇〇～〇〇工事			
工 期	令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日			
打合せ日時	令和〇年〇月〇日			
出 席 者	発注者側	<ul style="list-style-type: none"> ・主任補助監督員 〇〇 〇〇 ・補助監督員 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 	受注者側	<ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人 〇〇 〇〇 ・監理技術者 〇〇 〇〇 ・担当技術者 〇〇 〇〇

(2) 営業時間等

項 目	発注者	受注者
始業時間	9:00	9:30
昼 休 み	12:00～13:00	12:00～13:00
終業時間	17:30	18:00
定時退社日 ^{※1}	毎週水曜日、毎月16日 ^{※2}	毎週水曜日、毎月25日、最終週の金曜日

※1：定時退社日は、毎月の定時退社日、曜日等を記入する

※2：16日が休日の場合は、休日前の平日が定時退社日となる

(3) ウィークリースタンス取組み実施内容

実施項目	特記事項
① 毎日、昼休み、17時以降は、会議しない・電話しない	16時以降に打合せを設定しない
② 仕事の依頼は、依頼内容に見合った作業期間を必ず確保する	最低中3日を確保する
③ 休日明け日（月曜日など）を、依頼した仕事の期限日としない	
④ 勤務時間外に仕事を依頼しない	緊急対応時は除く
⑤ 休日前（金曜日など）は、新たな仕事を依頼しない	
⑥ その他の項目 ^{※1}	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 打合せ時間は、10時から16時までの間とする 	

※1：実施項目①～⑤以外で取組み内容がある場合に、⑥その他の項目に記入する

(4) 緊急時等の対処方法

緊急時等の対処方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害等により緊急対応が必要となった場合は、双方で協議し決定。 ・ 権利者等との調整の結果、休日作業が必要な場合で、あらかじめ監督員から指示があったに限り実施する。 ・ 権利者等の第三者の要求によるものを除く勤務時間外の業務対応を求めない。

業務内容や特性を踏まえ、災害時等のやむを得ない緊急事態対応や、第三者の要求に伴う対応方法について、受発注者双方で協議し設定

16. 工事工程について

発注者は、長時間労働の是正など、建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境に配慮して、適正な工期での請負契約を締結する役割を担う。また、当初設計図書の施工条件等が不明確であると、工事の手戻り等により後工程に影響を与えることが原因で、以後の長時間労働につながりかねないことから、発注時の適切な積算工程及び条件明示は重要なものである。

しかし、いかなる工事においても、不測の事態により当初の条件に変更が生じるリスクが潜んでいる。そのため受発注者間において、工程に影響を及ぼす可能性のある事項について明確にするとともに、相互に知り得た情報を逐次共有することが、その後の工程に与える影響を最小限にする、重要な事項である。

(1) 工事工程表への明示事項

受注者は、設計図書に示された条件に基づき、施工計画段階で工事工程表を作成する。明示する内容には、以下の内容を含むものとする。

- ① 工事工程表には設計図書に示された工事用地に関する事項、関連施設その他との関係、作業日及び作業期間に関する事項、関連工事との調整に関する事項等に記載された、工事着手可能時期等、工程に影響する事項
- ② 工事工程表には、クリティカルを明示するものとする。また、工程が変更となった場合は、その都度クリティカルを再確認するものとする。
- ③ 施工計画に影響する懸案事項（未解決課題）がある場合は、その内容を明示するとともに、課題解決のための受発注者それぞれの責任分担、対応者（監督員又は受注者）及び対応期限を明示するものとする。

(2) 工事工程の共有

(1) により作成された工事工程表を、受発注者双方で確認し共有するものとする。当該工事工程表を共有することにより、お互いのクリティカルパスを把握することが可能となり、常に工程遅延をもたらす要因を排除すべく、より具体的に情報共有や意志疎通が図られ、適切な業務遂行に努めることが可能となる。

工事施工中に工事工程表へ明示した条件等に変更が生じた場合は、速やかに工事工程表の記載事項を修正するとともに、受発注者間で修正した工事工程表を共有するものとする。このとき工程の変更理由が以下の①～⑤に示す、受注者の責に抛らない場合は、工期の延期等の適切な措置が講じられるよう、受発注者間にて協議するものとする。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業の不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事一時中止により全体工期に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、工事工程表に変更が生じる事項が発生した場合には、工事一時中止ガイドラインに記載の事項を参照し、発注者は工事一時中止の指示が必要な事項かを確認する必要があるため留意すること。

17. 工事請負契約書（抜粋）

第18条（条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条（設計図書の変更）

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条（工事の中止）

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、また、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし又は発注者が受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第24条（工期の変更方法）

工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

18. 施設工事共通仕様書（抜粋）

※項番号については令和6年7月版

第4節 契約書類の解釈

1.4.1 契約書類の相互補完

契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一つによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

1.4.2 共通仕様書、特記仕様書及び図面の優先順位

共通仕様書、特記仕様書または図面との間に相違がある場合には、特記仕様書、図面、共通仕様書の順に優先するものとする。

1.4.3 図面の実測値と表示された数字の優先順位

図面から読み取って得た値と図面に書かれた数字との間に相違がある場合は、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

1.5.2 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、受注者の負担により設計図書の照査を行い、契約書第18条第1項第一号から第五号に該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとし、受注者は監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

1.18.1 工事内容の変更等の補助業務

受注者は、契約書第18条及び第19条の規定に基づき発注者が行う業務の補助として必要な次の各号に掲げる作業を、監督員の指示に従い実施しなければならない。

- (1) 工事材料に関する調査試験
- (2) 測量等現地状況の調査
- (3) 設計、図面作成及び数量の算出
- (4) 観測業務
- (5) 施工方法の検討
- (6) 変更設計図面の作成及び変更数量の算出
- (7) その他資料の作成及び上記に準ずる作業

なお、上記記載項目においては、「施設工事請負契約における設計変更ガイドライン（西日本高速道路株式会社・当社ホームページに掲載）」7. 設計図書の照査及び工事内

容の変更等の補助業務により行うものとする。

1.18.3 三者会議への協力等

三者会議とは発注者、設計者、受注者の三者が工事着手前等に一堂に会して事業目的、設計方針・条件等の情報の共有及び施工上の課題に対する意見交換等を行う会議である。三者会議の開催頻度は、特記仕様書に定めるものとする。特記仕様書に定めのない場合は受発注者双方の発議により開催できるものとする。なお、受注者は三者会議が開催される場合には、会議の出席等の必要な協力をするものとする。

1.18.4 費用負担

発注者は、前記 1.18.1、2、3のうち、ボーリングを必要とする地質調査、応力計算または比較検討等を必要とする高度な設計、電波障害調査等特別な費用を要するものについては、その費用を負担するものとし、その他の場合に要する費用は受注者の負担とする。

第30節 工事の変更等

1.30.1 工事の変更指示等

監督員が、契約書第 18 条及び第 19 条の規定に基づく設計図書の変更または訂正（以下「工事の変更」という。）の指示を行う場合は、工事変更指示書（様式第 1 号）によるものとする。

なお、現地取り合わせによる数量の増減等軽微なもの、保守講習会の実施や年末年始の連絡体制等連絡事項等については、工事打合簿（様式第 2 号）により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督員が、受注者に対して口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従うものとする。

監督員は、口頭による指示等を行った場合には、速やかに文書により口頭による指示等の内容を受注者に通知するものとする。

受注者は、監督員からの文書による通知がなされなかった場合において、その口頭による指示等が行われた 7 日以内に書面で監督員にその指示等の内容の確認を求められることができるものとする。

1.30.2 施工時期及び施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時期及び施工時間が定められている場合でその時間等を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

1.30.3 変更工事の施工

受注者は、工事の変更指示が行われた場合には、その指示に従って工事を施工しなければならない。

1.30.4 受注者の都合による工事の変更

受注者は、自らの都合により設計図書に示す工事目的物の形状寸法または材料規格について変更を必要とする場合は、監督員に協議し、工事変更指示により設計図書の変更の指示を受けなければならない。なお、これに伴う契約金額の変更は契約額を上限とした範囲で変更するものとする。

1.30.5 ガイドラインの遵守

工事の変更等においては、「施設工事請負契約における設計変更ガイドライン」を遵守して行うものとする。

第32節 工事の一時中止

1.32.1 一時中止の要件

契約書第20条1項に規定する「工事用地等の確保ができない等」とは、次の各号に該当する場合等をいう。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見された場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れた場合
工事着手後、環境問題等が発生した場合

1.32.2 工事の一時中止における措置

契約書第20条第1項及び第2項の規定に基づき、監督員が工事の全部または一部の施工の一時中止を書面により通知した場合において、工事現場の保全を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従うとともに、保全・管理・再開に関する基本計画書を、監督員に提出するものとする。

1.32.3 工事の一時中止に伴う増加費用の協議

- (1) 受注者は、工事の一時中止に伴い増加費用が生じた場合は、請求額を記した増加費用の協議書を監督員に提出するものとする。
- (2) 受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- (3) 増加費用の額について、監督員からの協議書により受注者は同意書（工事一時中止ガイドライン 様式による）を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

1.32.4 ガイドラインの遵守

工事一時中止においては、「工事一時中止ガイドライン（西日本高速道路株式会社・当社ホームページに掲載）」を遵守して行うものとする。

第38節 契約変更

1.38.1 契約変更

発注者と受注者は、次の各号に掲げる場合において、工事請負契約の変更を行うものとする。

- (1) 本章 1.30.1 の規定に基づく変更により著しく請負代金額に変更が生じる場合
- (2) 工事出来高の総額が請負代金額を超えることが予測される場合
- (3) 工事完成に伴い精算を行う場合または契約書第 39 条に規定する部分引渡しを行う部分の清算を行う場合
- (4) 工期の変更を行う場合
- (5) 工事施工上必要があると認める場合

1.38.2 変更契約書の作成

前項の場合において、受注者は、変更する契約書を当社所定の書式により作成し、変更契約決定通知書に記載された期日までに、記名押印の上、発注者に提出しなければならない。なお、変更する契約書は、次の各号に基づき作成されるものとする。

- (1) 本章 1.30.1 の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
- (2) スライド額、工事の一時中止に伴う増加費用及び工期の変更日数等決定済みの事項
- (3) その他発注者または監督員と受注者との協議で決定された事項

ただし、工期の変更、契約書第 40 条第 1 項の支払い限度額の変更が生じた場合の変更契約書は、当該事項のみの変更とすることができるものとする。

第39節 工期変更

1.39.1 事前協議

事前協議とは、契約書第 18 条第 4 項及び第 19 条の規定に基づく工事の変更において、当該変更が、工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認することをいう。

1.39.2 事前協議の手続き

監督員は、工事の変更指示を行う場合において、工期変更協議の対象であるか否かを合わせて通知するものとし、受注者はこれを確認するものとする。

なお、受注者は、監督員からの通知に不服がある場合には、7日以内に異議を申し立てることができる。

1.39.3 工期変更協議の手続き

受注者は、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項及び契約書第 20 条の規定に基づき工事の一時中止を行ったものについて、契約書第 24 条に

基づく協議開始の日に、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更協議書（様式第 10 号）を監督員に提出するものとする。工期変更日数について、監督員からの協議書により同意書（様式第 10 号）を監督員に提出するものとする。

なお、監督員は、事前協議により工期変更協議の対象であると確認された事項及び工事の一時中止を指示した事項であっても、残工期及び残工事量等から工期の変更が必要ないと判断した場合には、工期変更を行わない旨の協議に代えることができる。

また、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め受注者に通知する。

1.39.4 受注者からの工期延長の請求

受注者は、契約書第 22 条の規定に基づき、工期の延長が必要と判断した場合には、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、速やかに工期延長願（様式第 11 号）を監督員に提出するものとする。

設計図書の照査項目一覧表

受注者が自らの負担で実施する具体的な照査項目・内容を以下に示す。下記内容は仕様書等に規定されている事項及び工事管理上必要な一般的事項全般を網羅すべく記載したものであり、工事の特色に応じて必要な照査項目等を適切に判断し適用されたい。

受注者は、施工前及び施工途中において、下記資料を活用し適切な照査業務に努めるものとする。

No.	項目	主な内容	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1	他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期等が明示されているか（隣接工事、関連工事）
		1-2	施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法が明示されているか（夜間工事、集中工事、交通規制工事）
		1-3	当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期が明示されているか（建築確認申請等）
		1-4	関係機関、自治体等との協議結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲が明示されているか（河川協議、道路占用協議）
		1-5	余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期が明示されているか
		1-6	工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間が明示されているか（光通信ケーブル、電話線、ガス管、水道管）
		1-7	設計工程上見込んでいる作業が出来ない時期（不稼働日）等が明示されているか
		1-8	構造物等の詳細設計等が未了の場合、制約を受ける内容及び完了見込み時期が明示されているか
	(2)用地関係	1-9	工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期が明示されているか（用地買収、物件の移設、文化財調査）
		1-10	工事用地等の使用終了後における復旧内容が明示されているか
		1-11	受注者に、仮設ヤードとして所有地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等が明示されているか（工事用資材置き場等）
	(3)環境保全対策	1-12	工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等に制限がある場合は、その内容が明示されているか
		1-13	工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲が明示されているか

No.	項目	主な内容	
1	(4) 保安対策	1-14	交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間が明示されているか（交通保安員配置、標識設置）
		1-15	鉄道、電気、ガス、電話、水道等の施設と近接工事で施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容が明示されているか（鉄道、高圧鉄塔）
		1-16	有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容が明示されているか
	(5) 工事用道路	1-17	一般道を搬入路として使用する場合 ①工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等が明示されているか ②搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容が明示されているか
		1-18	工事のため、一般道路を占有する場合は、その期間及び範囲が明示されているか
	(6) 仮設備関係	1-19	足場等の仮設物を、他の工事に引渡す場合及び引継いで使用する場合は、その内容、期間及び維持、終了後の処置の取扱いが明示されているか
		1-20	仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法が明示されているか
		1-21	仮設備の設計条件を明示する場合は、その内容が明示されているか
	(7) 仮設備関係（代替仮設備）	1-22	改築工事等において、設備の処理機能を維持する場合は、その代替仮設備の内容、期間等（仕様、図面、設置場所（範囲、図面添付）、切替運転条件、運転制御仮設備とその方法、使用期間、支給機材・電源等の有無、工事終了後の処置（撤去、継続利用等）、など）が明示されているか
	(8) 建設副産物関係	1-23	建設発生土が発生する場合は、残土の受入れ場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件が明示されているか
1-24		建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容が明示されているか	
1-25		建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入れ場所、距離、時間等の条件が明示されているか (コンクリート魂、アスファルトコンクリート魂、基礎くい残土)	
(9) 工事支障物件	1-26	地上、地下等の占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等が明示されているか（電柱、ガス管、上下水道）	
	1-27	地上、地下等に占有物件工事と重複して施工する場合は、その内容が明示されているか（光通信ケーブル）	
(10) 交通規制	1-28	車線減少等の規制を伴う場合は、その内容と期間が明示されているか	

No.	項目	主な内容	
1	(10) 交通規制	1-29	歩道通行帯を確保する場合は、路面状況等その内容と期間が明示されているか
		1-30	夜間規制を伴う場合は、その内容と期間が明示されているか
		1-31	現場特有の理由で交通規制の方法が限定される場合は、その内容と期間が明示されているか
		1-32	交通誘導警備員・保安要員等の配置が必要な場合は、対象工種、対象箇所、期間、対象要員等が明示されているか
	(11) 地下埋設物調査	1-33	地下埋設物の調査を伴う場合は、その手法（人力掘削、機械掘削）と掘削範囲（延長×幅×深さ）。が明示されているか ※地下埋設物の調査に要する費用は共通仮設費（積上計上）となる。
	(12) その他	1-34	土捨場を指定する場合は、その場所、有償又は無償の区分が明示されているか
		1-35	工事中材料について、規格を指定する必要がある場合は、その規格が明示されているか
		1-36	工事中資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等が明示されているか
		1-37	工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等が明示されているか
		1-38	支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡時期等が明示されているか（標識車、交通規制器具）
		1-39	工事中電力等を指定する場合は、その内容が明示されているか
		1-40	新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容が明示されているか
		1-41	部分しゅん功、部分使用等を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期が明示されているか
		1-42	給水施設を設置する必要がある場合は、取水箇所・方法等が明示されているか
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1	地質調査報告書は整理されているか・追加ボーリングは必要ないかの確認
		2-2	軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認（圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等）
		2-3	共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認
		2-4	設計計算書等はあるかの確認
		2-5	特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占有者に関する資料はあるかの確認
		2-6	地盤沈下、振動等による影響が第三者におよばないか、関連資料はあるかの確認

No.	項目	主な内容	
2	関連資料・貸与資料の確認	2-7	地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面（平面、横断、深さ等）等関連資料があるか
		2-8	設計成果物等（報告書等）の貸与資料（電子データを含む）に不足がないか、追加事項があるかの確認
3	現地踏査	3-1	建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認したか
		3-2	仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか
		3-3	地質調査報告書と工事現場の踏査結果（地質など）が整合するかの確認
		3-4	使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか
4	特記仕様書・設計図	4-1	施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査したか
		4-2	平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認
		4-3	図面が明瞭に描かれているかの確認（構造物と寸法線の使い分けがなされているか）
		4-4	設計図書間に不整合がないかの確認
		4-5	工事完成図書の提出部数、製本等について設計図書に明示されているかの確認
		4-6	機器、材料等の仕様について設計図書に明示されているかの確認
		4-7	予備品、保守用品の品目及び数量について設計図書に明示されているかの確認
		4-8	各種試験及び検査の方法について設計図書に明示されているかの確認
		4-9	機器の取り付け位置が設計図書に明示されているかの確認
		4-10	塗装、保温の延長や部位等、施工に必要な範囲の明示が設計図書に示されているかの確認